



**結婚したお二人の新しい門出と
第3子以降の新生児の誕生を祝福します**



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）

【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- 【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。

- 【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。

厚生労働省北海道労働局労災補償課

**～中皮腫や肺がんなど、
石綿による疾病の補償・救済について～**

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの都道府県労働局または、労働基準監督署にご相談ください。

制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

【厚生労働省のホームページ】 <http://www.mhlw.go.jp>

【労災保険相談ダイヤル】 ☎ 0570-006031

受付時間 平日9:00～17:00

**情報掲示板
1月25日**



平成30・31年度 国有林モニター募集

**国有林野の管理経営に役立てるため、
モニターを募集します。**

《モニター期間》 平成30年4月から平成32年3月まで。（2年間）

《モニター内容》 国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答やモニター会議への出席など。

《応募資格》 北海道在住で満20歳以上の方。

《応募方法》 氏名、性別、住所、郵便番号、生年月日、年齢、職業、電話番号、モニターを知ったきっかけ、応募理由（100字程度）を記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、ご応募ください。

《応募締切》 平成30年2月23日金曜日（必着）

《お問合せ先》 〒064-8537

（応募先） 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 企画課 国有林モニター担当



国民の森林・国有林

◎ 電話 011-622-5228
◎ FAX 011-622-5194
◎ mail h_kikaku@maff.go.jp

☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162